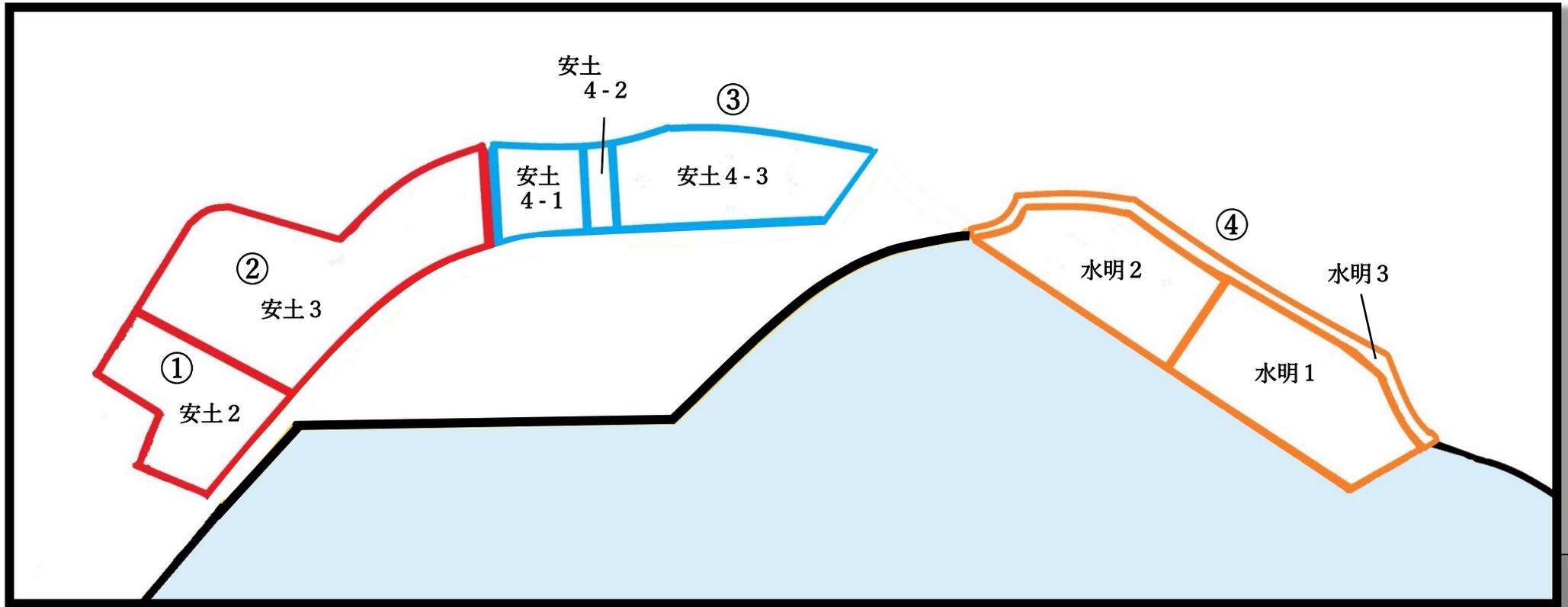


福井県高浜町「青戸入江」埋立地と高浜原子力発電所



2020年3月26日 衆議院原子力問題調査特別委員会
配布資料① 日本共産党 藤野保史
出典：登記簿を基に藤野保史事務所作成

はじめに

公有水面は、国の所有に属する公共用財産であり、国民共有の財産である。公有水面埋立法（大正 11 年法律第 57 号。以下「法」という。）は、この公有水面の公用を廃止して特定の者に埋立てを行う権能（埋立権）を与え、造成された埋立地の所有権を付与する制度を定めた法律である。法においては、埋立ての免許から竣功認可の告示までの事務は、国の所有に属する公有水面の廃止及び国土の創出に関する事務であることから、国家の統治の基本に密接な関連を有する事務として法定受託事務とし、竣功認可の告示後の事務は自治事務としている。ただし、自治事務のうち、主務大臣の認可対象である埋立てに係る事務で重要なものについては、あらかじめ国土交通大臣に報告又は協議することとされている。

自治事務のうち、あらかじめ国土交通大臣に報告又は協議することとされている事務は以下の 4 つである。

<事前の報告>

- ① 竣功認可前の埋立地に埋立ての工事以外の工作物を設置する場合の許可（法第 23 条）
- ② 竣功認可後の違法行為に対する匡正（法第 33 条）

<事前の協議>

- ③ 埋立地の処分の許可（法第 27 条）
- ④ 埋立地の用途変更の許可（法第 29 条）

埋立ては自然を改変する行為であるため、その免許に当たっては、告示・縦覧のうえ関係者や地元市町村長に意見聴取を求めるなど慎重な手続きを定めている。埋立地の用途は、埋立ての主な目的の 1 つであり、埋立地の利用が多方面に与える影響を評価するうえで重要な要素であることから、法はその重要性に鑑み、竣功認可前に埋立地の用途を変更する場合は、免許と同様の手続きを定めている。また、埋立地は一旦別の用途に使用されると元に戻すことが困難である場合が多いことから、竣功認可後であっても埋立地の用途を変更する場合は慎重に判断されなければならない。また埋立地の処分についても同様の懸念があるほか、転売される等により利権化に繋がりにくいことから慎重な判断が必要である。

一方で、近年、社会・経済状況の変化から臨海部において低未利用地の増加が目立っており、埋立地の用途についても変更するケースが増えている。これに伴い、当局にも相談件数が増えていることから、埋立行政に係る調整の円滑化に資するため、当ガイドラインを作成し公表することとした。

なお、当ガイドラインはこれまでの事例等を基に作成したものであり、今後、行政事例の積み上げ等を踏まえて変更されるものであることをお断りしておく。

当ガイドラインが埋立行政の円滑化の一助となれば幸いである。

福井県高浜町「青戸入江」の主な公有水面埋立と土地所有者について

地図 No.	地番	面積 (㎡)	埋立出願者	埋立竣工日	埋立竣工直後の所有者	売却	現在の所有者	売買日		
①	高浜町 安土 2	1 番 1	若狭開発 株式会社 (代表者：加藤尚) 福井市大手 3 丁目 4 - 1	1969年2月17日	株式会社 福放 (代表者：加藤尚) 福井市大手 3 丁目 4 - 1	売却	関西電力 株式会社	1970年2月28日		
		1 番 2						13,930	1969年9月20日	
		1 番 3						3,586	1970年2月28日	
		1 番 4						104	1985年5月30日	
		2 番 1						12	1969年9月20日	
		2 番 2						1,609		
②	高浜町 安土 3	1 番 1	若狭開発 株式会社 (代表者：加藤尚) 福井市大手 3 丁目 4 - 1	1970年6月30日	株式会社 福放 (代表者：加藤尚) 福井市大手 3 丁目 4 - 1	売却	関西電力 株式会社	1970年6月30日		
		2 番 1						9,499	1970年6月10日	
		4 番 1						24,969	1985年5月30日	
		1 番 2						21		
		2 番 2						32		
		4 番 2						160		
③	高浜町 安土 4	1 番 1	若狭開発 株式会社 (代表者：加藤尚) 福井市大手 3 丁目 4 - 1	1970年12月13日	株式会社 福放 (代表者：加藤尚) 福井市大手 3 丁目 4 - 1	売却	関西電力 株式会社	1985年2月13日		
		1 番 2						1,487		
		2 番						3,617	1997年12月18日	
		3 番 1						23,914	※ (株) 平川への売却までに「菱電不動産」による所有期間あり	
		3 番 2						1,786	関電プラント 株式会社	1988年4月27日
		4 番 2						1,237	関西電力 株式会社	1985年2月13日
④	高浜町 水明	1 番	高浜町	1982年2月22日	高浜町	売却	高浜町			
		2 番						23,000	1982年3月4日に高浜町から関西電力に売却登記簿に「売買」の記載なし	
		3 番						1,000		
		(合計面積)	154,357							

あっても、吉田開発の落札が確実である旨を森山氏に伝えて同意を得ていたケースがあり得ることをうかがわせる。

このような電子メールの内容からすると、少なくとも吉田開発が参加した競争発注案件においては、詳細な方法等までは認定できないものの、不適切な取扱いによって落札者が事前に決定しているなど、競争発注が一部形骸化していた可能性も否定できないと考えられる。

ウ 小括

以上のとおり、関西電力においては、本件事前情報提供を行い、森山氏に対し、将来又は現在施工中の工事等に関する案件名や内容、発注・施工の時期、工事費用の概算額等の情報を伝えていたことが認められる。そして、競争発注案件の入札に当たっては、これらの情報が有利に働き、その結果、競争発注が不適切になっていた面があることは認めざるを得ない。さらには、関西電力における競争発注が一部で形骸化していた可能性をうかがわせる電子メールも確認されている。

このような事実からすると、関西電力における競争発注手続は不適切であったとの評価は免れず、コンプライアンス上の問題があったといわざるを得ない。

3 その他の発注に関する問題点

(1) 関電不動産開発による吉田開発への発注に関する問題点

本調査によれば、関西電力のみならず、関電不動産開発においても、森山氏に対して、次年度の工事に関する情報を提供していたことが明らかとなった。

具体的には、**関電不動産開発は、遅くとも 2000 年頃から、概ね一年に一度、森山氏に対し、口頭又は書面により次年度に吉田開発に発注する予定の工事に関する情報（案件名、工事の内容、施工の時期、発注予定金額等）の提供を行っていた。**

森山氏に提供した資料が確認できたものに限ってみても、30 件程度の工事に関する情報提供があったことが明らかになっており、関電不動産開発は、吉田開発に対し、森山氏に伝えた金額とほぼ同額で工事を発注していたことが判明している。

関電不動産開発が森山氏に対して提供した資料の一例を示すと、以下のとおりである（2017 年 2 月 3 日に提供した「平成 29 年計画工事」と題する資料）。

平成 29 年度 計画工事			2/3 手交 (メロン 1 万円)
(1) 建築工事			
社宅・寮名称	工事件名	予定時期	
[寮名]	[工事の内容] 工事	8～9 月（約 2 ヶ月）	930
(2) 設備工事			
社宅・寮名称	工事件名	予定時期	
[社宅名]	[工事の内容] 工事	7～10 月（約 4 ヶ月）	1,400
[社宅名]	[工事の内容] 工事	7～10 月（約 4 ヶ月）	3,940
[社宅名]	[工事の内容] 工事 (I 期：12 戸)	8～12 月（約 5 ヶ月）	990
	[工事の内容] 工事 (I 期：12 戸)	8～12 月（約 5 ヶ月）	1580
	[工事の内容] 工事 (I 期：12 戸)	8～12 月（約 5 ヶ月）	2080
(3) 改良工事			
なし			
			以上 10,290

(注：斜字（太字を除く。）は手書き部分。)

このほか、本件ヒアリングによれば、関電不動産開発の幹部は、2012 年 3 月 19 日、森山氏に対し、2012 年度の吉田開発への発注予定額（7000 万円程度）を伝えたところ、発注予定額を 1 億円に増額するよう森山氏から強く要求されたため、本来であれば他の取引先に発注することを予定していた工事を吉田開発に発注することによって、2012 年度の吉田開発に対する発注金額を 1 億円に増額したとのことである。また、同様に、関電不動産開発の幹部は、2013 年 2 月

No.

六戸ハ

昭和45年9月28日

和田港港湾管理者の長
福井県知事 中川平太夫 殿



福井市大手3丁目4番/号
若狭開発株式会社
取締役社長 加藤 尚

公有水面埋立免許申請書

1. 出願人の住所、氏名
福井市大手3丁目4番/号
若狭開発株式会社
取締役社長 加藤 尚

2. 埋立の場所及びその面積
地籍 (1)福井県大飯郡高浜町和田
/ 4 / 字宮御谷 / 4 番 / 2 3
/ 4 2 字上均ヶ谷 / 0 番
/ 4 3 字下均ヶ谷 / 0 番
/ 4 4 字石ヶ平 2 番 3 4 3 番 / 2
/ 4 5 字東石ヶ平 / 番
/ 4 6 字大新田 / 番
地先

(2)福井県大飯郡高浜町下車持
2 3 字村新田 / 番 / 2 5 地先

面積 地先水面
(1) 40,430.13 m² (12,230坪/1)
(2) 7,938.05 m² (2,398坪23)

8. 埋立の目的
観光産業及工業の振興発展のため
1. 先に当社が昭和37年/2月26日付港第749号
及昭和41年6月25日付港第570号、昭和44
年/2月/日付港第935号等を以て免許を受け、
既にしゅん功認可並に土地の表示登記も完了せし区
域 (一部公共事業たる関西電力株式会社高浜原子力
発電所建設のための従業員宿舎並に外人宿舎敷地と
しての強い要請に基き、公共用地として犠牲的に分
譲せしにより代替地として御免許の種此の点充分御
賢察賜わり度) の接続地として之を埋立て活用致
し度

4. 埋立工事の着手及しゅん功
御免許後2ヶ年の予定

上記の通り公有水面埋立の免許を受けたく公有水面埋立法第
2条により申請致します。

以上

「加藤尚氏米寿を祝う会」

■式次第

- 一 開会の辞 福井銀行頭取 市橋保氏
- 一 発起人代表挨拶 福井県知事 中川平太夫氏
- 一 来賓祝辞 衆議院議員代表 福田一氏

- 参議院議員代表 熊谷太三郎氏
- 福井商工会議所副会頭 八木熊吉氏
- 靖国神社宮司 松平永芳氏
- 福井県繊維維協会会長 前田栄雄氏
- 福井県農協五連会長 多田清志氏
- 内閣総理大臣 中曾根康弘氏
- 郵政大臣 左藤恵氏
- 外務大臣 安倍晋太郎氏
- 大蔵大臣 竹下登氏

一 祝電披露

- 自由民主党最高顧問 福田赳夫氏
- 日本民間放送連盟会長 中川順氏
- 読売新聞社社長・日本テレビ放送網会長 小林与三次氏
- 朝日新聞社社長 一柳東一郎氏
- 全日本広告連盟理事長 河口静夫氏

ほか一五八通

一 加藤尚氏にお祝い品目録贈呈

日本テレビ放送網社長 高木盛久氏
 お祝いの品は人間国宝の人形作家鹿兒島
 寿蔵先生作の紙塑人形「誕生祝」

- 一 加藤尚氏に花束贈呈
- 一 加藤尚氏の謝辞

■宴会

- 一 乾杯 福井市長 大武幸夫氏

- 一 舞踊 長唄「松の翁」

- 一 餅つき 加藤幸 加藤杏奈 加藤倫子 加賀信行 加賀嗣朗

- 加賀章夫 山本研二 生駒友邦 前田将
- 福井県知事 中川平太夫氏 北陸放送常務取締役
- 嵯峨春平氏 福井新聞副社長 吉田耿介氏 福井青年会議所理事長 今村善孝氏

- 一 発起人代表謝辞 福井新聞社社長 谷口宇内氏
- 一 加藤幸氏謝辞 福井県議会議長 池端昭夫氏
- 一 万歳三唱 北陸銀行頭取 久保田照雄氏
- 一 閉会の辞

のとき六十四歳、でも可愛かったと、皆がお世辞を言ってくれた。あんなことはもう二度とないが、それを客に観せて、いくらチャリティにするといつても入場料をとったのだから大した度胸だった。

暮れの二十三日、放送会館で俺の述べた口上は、隅から隅まで声がおつていたと評判だった。

坪川信三福井市長の石川五右衛門、北栄造県知事の真柴久吉の「楼門五三桐」はとりあわせが面白かった。凜とはった長唄を聴きながら、あの名士演芸会が昨日のように眼の前に浮かんでくるのを覚えた。いずれ今日は俺も何かうたわされるだろう。小唄と都々逸にしておこう。

尚は、いつの間にか、華やかな料亭の座敷にいる気分になってきた。

宴会場の照明は、やわらかく明るく、会場を照らしていた。尚は、何気なく見慣れている明るさのなかに、ふと電力ということを思い出していた。

この福井は原子力発電の西の拠点になった。

尚は、あのとき、原子力についての正しい認識を高めようと思った。彼自身も知りたかったのである。テレビで「FBCアトム教室」の放送を開始したのも、その正しい理解を追求しようとしたからだ。昭和三十七年のことだった。そして彼は、この原発の設置によって、今まで全くの過疎地であった地方に、道路がつくられていくことを知った。尚は西端、京都府に接する高浜青戸の入江に八万八千平方メートルの土地を造成、ここに観光施設をつくり、ゆくゆくはその一部を原発の建設用地に譲渡するつもりであった。

これらの手だてこそ、嶺南の活性化、観光振興になると考えたのであった。

「古い話ですが」

と加賀産業の安達喜久三は語ったことがある。

「若狭高浜の海岸へ行ったとき、漁師風の老人が私に『福井に加藤尚さんという人がおりますか』と問われたので『福井放送の社長さんですよ』と答えると、その老人は『その方が、この辺りの広い入江を買収されたのですが、いつい何にするのでしょうか』と不思議顔したことが忘れられません。その後この青戸の入江を埋め立て、やがて青戸園が建ち、関西電力の社員住宅街ができあがっていったのですが……常に十年、二十年先を考えておられる方だと、その洞察力に感心いたしました」

尚は、初めて高浜を訪れたときのことを思い出していた。

地元の県会議員で和田漁業協同組合の組合長をしていた滝甚左衛門らに案内され、青戸の入江を見下ろす安土山に登った尚は、安土山開発を熱く語る滝に対し、

「滝さん、安土山そのものより、この入江を埋め立てたほうが、若狭の開発、地域の発展になるではありませんか」

と説いた。尚の指さす入江の辺りは、一面の芦の原であり、一幅の絵を見るような景観であった。

しかし、これが高浜地方開発の発端となった。そして、原子力発電所の計画が表面化してきたのはそれから間もないことであった。

尚は電飾燦と輝くなかで、そんな過去の思いが頭をよぎっていくのを覚えた。

いろいろやってきた。誰よりもたくましく、そして誰よりも真実の心で、思う存分やりたいことをやってのけてきた。

章

終

俺は日本一の果報者だ。尚はそう思い、強運と、またすべての人に知遇を受けたことを、感謝していた。だが、尚はひとつ忘れていたことがあった。それは、尚自身の体のなかに、消そうとしても消えない、世の中に対する



埋立地用途変更許可申請書

高 第 090501号

昭和56年 9月 5日

和田港湾管理者の長
福井県知事 中川平太夫殿

住所 福井県大飯郡高浜町宮崎
申請者 71-7
氏名 高浜町長 浜田倫


公有水面埋立法第13条の2第1項の許可を受けたいので下記により申請します。

記

1. 埋立地用途変更の内容

(1) 用途変更に係る埋立地の区域及び面積

1) 位置

福井県大飯郡高浜町和田146字大新田6番地の1から同156字広瀬谷8番地をへて同153字渡起2番地に至る地先公有水面

2) 区域

次に掲げる各地点を順次直線で結んだ線及びAの地点とDの地点を結ぶ陸地と公有水面との境界線(春分及び秋分における満潮位 $T.P + 0.60m$)によつて囲まれた区域

Aの地点 和田山 三等三角点(北緯35度30分11秒77 東経135度36分49秒49)から232度22分47秒2147.02メートルの地点

Bの地点 Aの地点から 157度58分 5.38mの地点

Cの地点 Bの地点から 121度40分 488.00mの地点

Dの地点 Cの地点から 64度43分 86.50mの地点

3) 面積

52,341.23 m^2

(2) 埋立地用途変更の配置と規模の概要

1) 変更前の埋立地の用途

用途名	配 置	規 模
道路用地	埋立護岸の西側道路とB、Cを町道に取付るよう配置	約0.6ha
水路用地	背後地と埋立地の境に水路Bより西と護岸へ2本の水路を配置する	約0.2ha
駐車場用地	南西に伸びる道路東側に配置	約0.4ha
運動場用地	埋立地中心部と道路をはさんでテニスコートを配置	約1.6ha
緑地用地	駐車場東側と護岸西側運動場の周囲とテニスコートの周囲に配置	約2.4ha
計		5.2ha

2) 変更後の埋立地の用途

用途名	配 置	規 模
道路用地	住宅用地と緑地用地との間に配置	約 0.2 ha
水路用地	陸地と埋立地の境に沿って配置	約 0.1 ha
住宅用地	埋立地中央部東南より配置	約 1.9 ha
緑地用地	埋立地の東南部に配置	約 0.7 ha
原子力保修訓練センター用地	埋立地北西部に配置	約 2.3 ha
計		5.2 ha

2. 埋立地用途変更の理由

当初計画ではいこいの広場の造成を目的として計画しましたが、認可申請時において記載しております様に本町は原子力発電所1、2号機がすでに稼働し、更に3、4号機を建設中であり、大飯地区発電所と併せると日本エネルギーの本拠地と考えられます。又、エネルギー資源をもたない我が国にとって、石油にかわる代替エネルギーは原子力しかなく、これは国策であり先般敦賀発電所の事故以来安全性確立が強く要望されている今日、本町行政としてこれに対応し得る施設、育成機関（原子力保修訓練センター）の設置を住民と共に強く望んでいるところである。

隣地を高森埋立地に計画しておりました住宅用地を変更充当し、安土地域の開発を図るため今回用途変更の計画をしたものである。

3. 埋立の免許年月日及び番号

(1) 免許年月日 昭和54年4月26日

(2) 免許番号 福井県指令港第11号

4. 添付図書

- (1) 位置図
- (2) 埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面
- (3) 処分計画書
- (4) 公共施設の配置及び規模について説明した図書
- (5) 環境保全に関し講じた措置を記載した図書

規模

約 0.6 ha

約 0.2 ha

約 0.4 ha

約 1.6 ha

約 2.4 ha

5.2 ha